

目 次

☆トピックス

- (1) 第78回定時総会について（お知らせ） 1
- (2) 令和7年度大分県のトラック事業者に対する補助事業 2
- (3) 自衛官向けバス・トラック・タクシー運転体験会&合同企業説明会を開催 3
- (4) 令和7年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 5
- (5) 宮崎県内の野生いのししにおける豚熱の感染確認に伴う
防疫対策の徹底について（お願い） 8
- (6) 第45回 大分県フォークリフト運転競技大会の開催について 9
- (7) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果 11

☆行政だより

- (1) 大分県内の自動車運送業界における
カスタマーハラスメントに対する基本方針の策定について 13
- (2) 九州運輸局自動車運送事業者無事故表彰の公示について 16
- (3) 6月1日から職場における熱中症対策が強化されます 17

☆大分産業機械技能教習所だより 20

☆陸災防だより 21

☆お知らせ

- (1) 令和7年度 第1回運行管理者試験のご案内 23
- (3) 運行管理者試験対策研修会について 25
- (4) 第57回 全国トラックドライバー・コンテストについて 27
- (5) 燃料価格情報 27
- (6) 行事予定表 29
- (7) 帳票関係FAX注文書 30

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

第78回定時総会について（お知らせ）

第78回定時総会を下記のとおり開催します。

詳細につきましては、案内を郵送しておりますので、ご確認下さい。

記

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 15:00～
2. 内 容 第78回定時総会
大分県トラック事業政治連盟通常総会
陸災防大分県支部通常総会
3. 場 所 レンブラントホテル大分 2階「二豊の間」
住 所:大分市田室町9-20
電話番号:097-545-1040

令和7年度大分県のトラック事業者に対する補助事業 (貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業)

2024年問題に直面する県内貨物自動車運送事業者に対して、経営環境等を改善し、人材の確保等により安定した物流環境を維持し、輸送を安定的に供給することを目的に、大分県の補助金を財源とした補助事業を実施しています。

【事業概要】

- 1. 支給金額** 予算総額 301,847,000円
 - 車両総重量11トン以上 1台につき45,000円
 - 車両総重量11トン未満 1台につき22,500円
 - 1事業者あたり上限額 2,250,000円※被牽引、軽自動車、霊柩車は対象外
※車検の切れている車両は対象外
- 2. 支給対象**
 - 県内に事業所を設置する運送事業者（県内本社を問わない）
 - 資本金3億円以下、または、従業員数300人以下の運送事業者
- 3. 添付書類**
 - 申請書
 - 運送事業認可書の写し
 - 自動車検査証記録事項（A4サイズ）のコピー・・・申請台数分
 - 誓約書
 - 原価計算に基づく運賃交渉を行った旨の誓約書
 - 振込先の口座が確認できる通帳の写し
 - 荷主との交渉記録（R6.4.1～申請日までの交渉記録が有効）
 - 所有台数50台以下 3件（3件無い場合は、理由書添付）
 - 所有台数51台以上 5件（5件無い場合は、理由書添付）※申請書は、協会ホームページ（トップページ）から取得できます。
- 4. 申請期間** 令和7年4月1日～令和7年10月31日の7か月間
- 5. 補助金支払い** 申請月の翌々月末
- 6. 留意事項**
 - 荷主との交渉記録が必須となります。なお、交渉の結果は問いません。
 - 原価計算に基づく交渉に取り組んでいただく必要があります。
 - 対象車両は、申請日時点で大分運輸支局に届出している車両が対象となります。
 - 標準的な運賃は協会HPで確認下さい。
 - 大分県内に複数の営業所がある、又は他県本社で県内に営業所がある場合は、本社又は主幹となる営業所でまとめて申請して下さい。
- 7. 申請の提出先** 大分県トラック協会事務局
 - 郵送での提出も可能です。
 - 相談窓口も設けています。原価計算の方法や申請にかかるご相談もお気軽に、お問合わせ下さい。

自衛官向けバス・トラック・タクシー 運転体験会&合同企業説明会を開催

令和7年4月23日、別府市において大分運輸支局の主催により運送業界の人手不足の解消を図るため、退官予定の自衛官を対象とする運転体験会・合同説明会が、トラック・バス・タクシーの各協会の参加のもと開催された。



運転体験のため準備されたトラック

運転体験会は、別府市亀川浜田町の別府市公設地方卸売市場の敷地内で開催された。会場には、公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）および一般社団法人大分県バス協会（高寄和弘会長）、一般社団法人大分県タクシー協会（山口巧会長）傘下の会員企業からトラック3台、バス2台、タクシー4台が準備された。

はじめに、九州運輸局大分運輸支局の野中綾介首席運輸企画専門官から運転体験と車両見学についての説明と注意事項が述べられたのち、トラックは別府市公設地方卸売市場周辺、バスとタクシーは株式会社別府魚市周辺と、それぞれの運転コースで、3班に分けられた自衛官が、運転体験と



大型免許取得者によるトラックの運転

④ダブルウイング車、⑥コンクリートミキサー車



トピックス

車両見学を行った。

トラックの運転体験は、ダンプ車（株共同運輸）、ダブルウイング車（株鶴見運送）、コンクリートミキサー車（株大分宇部）の3台で行われた。自衛官は大型免許を取得している方も多く、運転感覚になれるため慎重に運転を始めたが、2周目からは上手に乗りこなしていた。

9時30分から始まった運転体験は、11時30分に終了した。

続いて、午後1時から別府市新港町の別府交通センター3階で合同説明会が開催された。

トラックの会場とバスとタクシーの会場の2つに分かれ、自衛官らはそれぞれの企業ブースを巡りながら、各企業の担当者から説明を受けた。

参加企業



野津運送(株)



三協通産(株)



白杵運送(株)



株中津急行



東九総合運輸(株)



株鶴見運送



龍南運送(株)



一番運輸(株)



株共同運輸／株大分宇部



さくら運輸(株)

令和7年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」

実施要領

1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として多くの方が事故の被害に遭われている状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

4. 実施内容

- (1) 全ト協機関紙「広報とらっく」に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

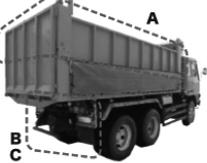
5. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 全ト協「広報とらっく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各地方トラック協会の運動については、各都道府県トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いいたします。

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠️ このような改造は不正改造です。

<p>① 基準不適合マフラーの装着/消音器の取り外し</p>  <p>基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。</p>	<p>② 灯火類の色の変更 クリアレンズ等不適切な灯火及び回転灯等の取り付け</p>  <p>制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。</p> <p style="font-size: 0.8em;">※色の判断については、点灯状態を見て判断します。</p>	
<p>③ タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し</p>  <p>適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。 また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。</p>	<p>④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付 (貼付状態で可視光線透過率70%未満)</p>  <p>運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。</p>	
<p>⑤ 基準外ウイングの取り付け</p>  <p>車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。</p>	<p>⑥ A. 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り外し</p> 	<p>⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し</p>  <p>速度抑制装置付</p>

<p style="font-size: 0.8em;">不正改造車 迷惑黒煙車 通報連絡先</p>	<p style="font-size: 0.8em;">不正改造車を見かけたら</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両のナンバー ● 不正改造の内容 <p style="font-size: 0.8em;">をこちらまで</p>		<p style="font-size: 0.8em;">不正改造車を 排除する運動 ホームページ</p>	
--	--	---	---	---

不正改造防止自主点検票

点検実施の日	年 月 日	点検実施の者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者所有の車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)	
		従業員車両	無	有(台)	
		その他	無	有(台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				

- 注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
 2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

宮崎県内の野生いのししにおける豚熱の感染 確認に伴う防疫対策の徹底について（お願い）

標記について、九州トラック協会ならびに九州ブロック飼料・畜産部会から周知徹底の協力依頼がありましたので、お知らせします。

さて、テレビ・新聞等でご案内のとおり、4月9日に宮崎県都城市で死亡した野生いのししが発見され、4月11日に豚熱への感染が確認されました。九州地域では、昨年6月の佐賀県、今年2月の長崎県に次いで、いのししへの感染確認事例ということです。

九州管内の畜産農場におけるこれらの家畜伝染病の発生を防止するため、私たち飼料・畜産輸送を行う会員事業所においても引き続き、緊張感を保ちながら防疫対策の徹底に協力していく必要があります。

つきましては、下記について、貴協会会員事業者（飼料・畜産輸送事業者）への周知徹底についてご配慮頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 農場に出入りする畜産関係車輛の入退場時の消毒徹底
2. と畜出荷の際は、と畜場内での車輛の水洗、消毒の徹底
3. いのししの死体を見つけた場合には、自治体や最寄りの家畜保健衛生所にご連絡下さい。
4. その他

豚熱に関する詳細の情報等は、農林水産省または九州各県の家畜防疫対策所管課のホームページをご覧ください。

第46回 大分県フォークリフト運転競技大会の開催について

フォークリフト運転競技を通じ、安全意識の高揚とともに運転知識と技術向上を図るため、今年度も標記の大会を開催します。

つきましては、会員事業場に所属する従業員から出場選手を募集いたします。参加にあたっては、下記をご参照のうえ、別紙「参加申込書」に必要事項を記入し、令和7年6月10日(火)までに協会事務局宛に送付をお願いいたします。

記

1. 開催日時 令和7年7月19日(土) 競技大会 9:00～12:00
表彰式 13:00～13:30

2. 実施場所 (一社)大分県産業機械技能教習所

3. 参加資格

(1) フォークリフトを保有している事業所でその運転業務に従事している者、もしくはフォークリフトは保有していないが荷主の荷捌き場等においてその運転業務に従事している者。

(2) 同一事業場からの参加者数の上限は8名とする。

(3) 参加者は、推薦日において、次のいずれにも該当する者であること。

ただし、過去の大会優勝者については、その後の出場は2回までとする。

① 会員事業場の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。

② フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間有責となる事故を起こしたことがないこと。

ただし、人身事故については、過去3年間これを起こしたことがないこと。

4. 参加申込 事務局宛に令和7年6月10日(火)までにお申込み下さい。

5. 競技内容 ○学科競技(走行・荷役に関する装置構造、取扱方法等)

○作業開始前点検競技

○運転競技

6. 表彰 (1) 大分労働局長表彰 第1位

(2) 陸災防大分県支部長表彰 第1位～3位

(3) 努力賞(入賞者を除く)

7. 全国大会への推薦

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の主催する全国大会には、同協会の定める「全国フォークリフト運転競技大会実施要綱」に従い、大分県支部長の承認を得たうえで、「一般の部」及び「女性の部」へ選手を推薦することとする。

第46回 大分県フォークリフト運転競技大会参加申込書

参 加 者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	昭和・平成	年 月 日生 (男・女) 歳
	現住所	〒	
	電話番号	() 番	
職 歴	入社年月日	昭和・平成 年 月 日 入社	
	概 要		
フォークリフト 運転技能講習	修了証交付番号		
	修了証明交付年月日		
	修了証明発行機関		
所 属 事 業 所	事業所名		
	所在地	〒	
	担当者職氏名 電話番号		
事 業 主 の 推 薦	<p>上記の者は勤務成績も優秀であり、且つ参加資格要件もそなえております。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>代表者氏名 ⑩</p> <p>陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部長 殿</p>		

フォークリフト運転技能講習修了証 (写) 貼付欄

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和7年4月に実施された活動です。

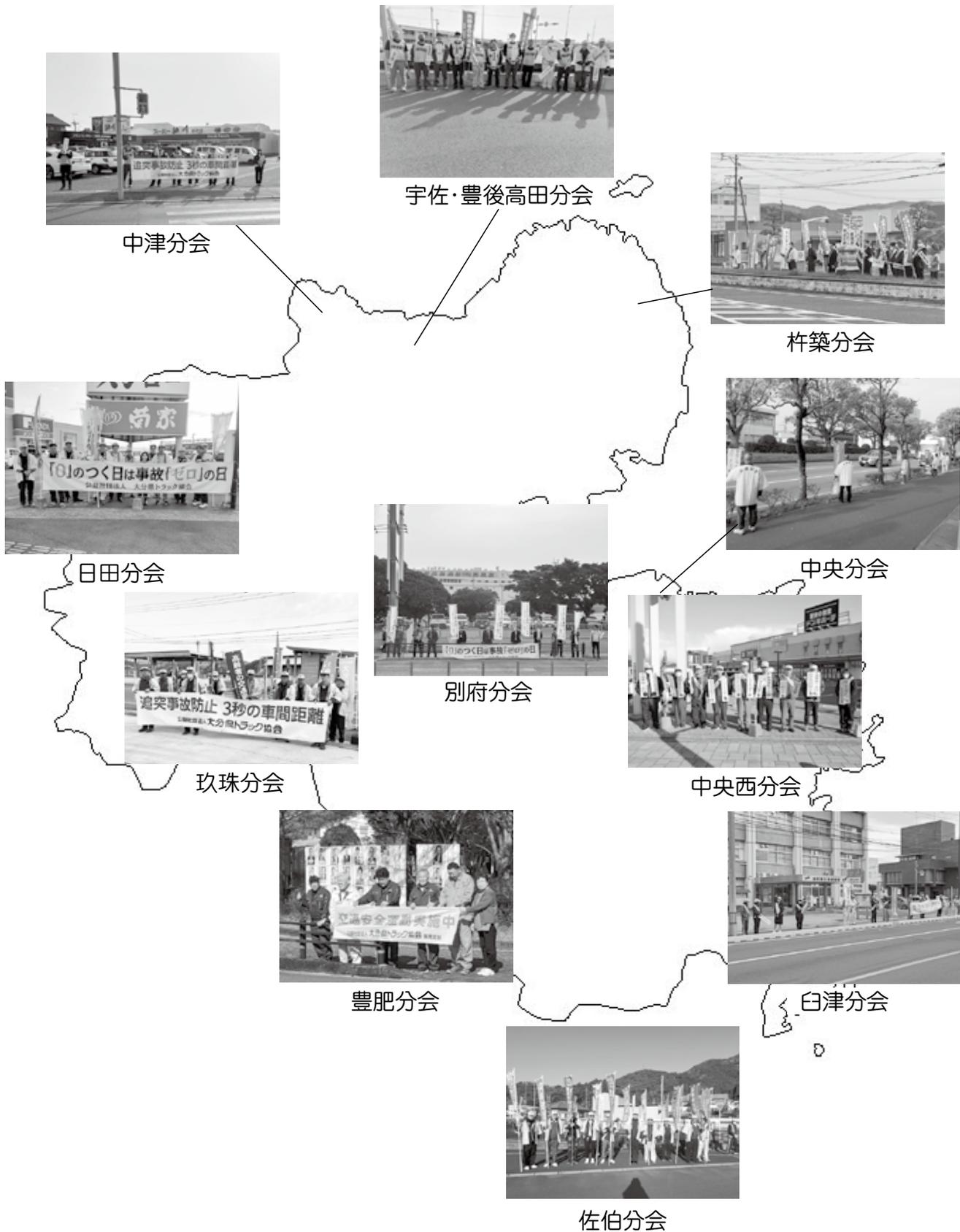
4月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業社数	人 数	実施日
大分西	中 央	7:30～8:00	大分市 大分県トラック会館前	4社	7人	4月10日
	中 央 西	7:30～8:00	大分市 新川交差点	8社	9人	4月7日
大分東	大分東	7:30～8:00他	大分市 大分東警察署前	23社	22人	4月7日 4月15日
別 杵	別 府	7:30～8:00	別府市 九州横断道路入口	9社	14人	4月10日
	国 東	7:30～8:00	国東市 鶴川交差点他	15社	38人	4月4日 4月8日
県 北	中 津	7:45～8:15	中津市 スーパー細川沖代店前 交差点他	11社	19人	4月10日
	宇 佐・ 豊後高田	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	10社	11人	4月10日
西 部	玖 珠	7:30～8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	11社	13名	4月10日
	日 田	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	10社	11人	4月10日
県 南	豊 肥	7:30～8:00	豊後大野市清川町 道の駅きよかわ前	1社	6人	4月7日
	白 津	11:00～11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	15社	15人	4月15日
	佐 伯	7:30～8:00	佐伯市 佐伯警察署前	18社	20人	4月7日 4月23日

※4月30日現在、報告受理分のみ掲載

参加：135社、延べ185名

街頭啓発活動の様子



大分県内の自動車運送業界における カスタマーハラスメントに対する基本方針の策定について

大分県自動車運送事業カスタマーハラスメント対策会議は、下記のとおりカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）に対する基本方針を策定した。

本会議の構成員である各協会に属する運送事業者及び地方公共団体は、今後、基本方針に基づきカスハラ対策を実施していく。

また、本会議は、今後もカスハラに関する情報共有や対策の検討などを行い、業界全体で一体となってカスハラ対策を推進することで、輸送の安全性を確保するとともに、事業者の職場環境の悪化による離職や事業廃止等に向けた対策を講じ、地域の物流・交通体系を維持していきたいと考えている。

1. 名 称

大分県自動車運送事業カスタマーハラスメントに対する基本方針

2. 対象となるカスタマーハラスメントの定義

大分県自動車運送事業カスタマーハラスメント対策会議及び会議構成機関は、以下のクレーム等をカスタマーハラスメントと定義し、対応していく。

「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、運転者をはじめとする従業員の就業環境が害されるもの。」

3. その他基本方針の詳細

別紙参照

【会議参画機関】

一般社団法人 大分県バス協会、一般社団法人 大分県タクシー協会、大分県個人タクシー協会
公益社団法人 大分県トラック協会、大分労働局、大分県、中津市、豊後高田市、宇佐市
豊後大野市、九重町、玖珠町、大分運輸支局（順不同）

大分県自動車運送事業カスタマーハラスメントに対する基本方針

大分県自動車運送事業カスタマーハラスメント対策会議は、下記のとおりカスタマーハラスメントに対する基本方針を策定しました。業界全体で一体となってカスタマーハラスメント対策を推進することで、輸送の安全性を確保するとともに、事業者の職場環境の悪化による離職や事業廃止等に向けた対策を講じ、地域の物流・交通体系を維持していきたいと考えています。

本会議の構成員である各協会に属する運送事業者及び地方公共団体（以下「協会所属事業者等」という）は、今後、以下の方針に基づきカスタマーハラスメント対策を実施していきます。

1. 基本方針

協会所属事業者等は、お客様に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より高い満足を提供することを心がけます。

一方で、お客様からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これらの行為は職場環境の悪化を招く、ゆゆしき問題です。

また、地域の運送や足の確保に従事している事業者の職場環境の悪化は、離職や事業廃止を招き、地域の交通体系に大きな影響を及ぼす公的な問題ともなっています。

協会所属事業者等は、自動車運送事業にかかわる従業員の人権を尊重するため、お客様に対し、誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応します。

2. カスタマーハラスメントの定義

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、運転者をはじめとする従業員の就業環境が害されるもの。

3. カスタマーハラスメントの例

① 時間拘束型

長時間にわたり、顧客等が従業員を拘束する。居座りをする、長時間、電話を続ける。

② リピート型

理不尽な要望について、繰り返し電話で問い合わせをする、または面会を求めてくる。

③ 暴言型

大きな怒鳴り声をあげる、「馬鹿」といった侮辱的発言、人格の否定や名誉を毀損する発言をする。

④ 暴力型

殴る、蹴る、たたく、物を投げつける、わざとぶつかってくる等の行為を行う。

⑤ 威嚇・脅迫型

「殺されたいのか」といった脅迫的な発言をする、反社会的勢力とのつながりをほのめかす、異常に接近する等といった、従業員を怖がらせるような行為をとる。または、「対応しなければ株主総会で糾弾する」、「SNSにあげる、口コミで悪く評価する」等とブランドイメージを下げるような脅しをかける。

⑥ 権威型

正当な理由なく、権威を振りかざし要求を通そうとする、お断りをしても執拗に特別扱いを要求する。

または、文書等での謝罪や土下座を強要する。

⑦ 職場外拘束型

クレームの詳細が分からない状態で、職場外である顧客等の自宅や特定の喫茶店などに呼びつける。

⑧ SNS／インターネット上での誹謗中傷型

インターネット上に名誉を毀損する、またはプライバシーを侵害する情報を掲載する。

⑨ セクシュアルハラスメント型

従業員の身体に触る、待ち伏せする、つきまとう等の性的な行動、食事やデートに執拗に誘う、性的な冗談といった性的な内容の発言を行う。盗撮。

※上記は例示であり、カスタマーハラスメントはこれに限定されません。

また、暴力、威嚇・脅迫等の法に抵触する行為は、カスタマーハラスメントに該当するだけでなく犯罪行為にも該当します。

4. 対応

お客様からカスタマーハラスメントと判断される言動などの行為を受けた際は、従業員が上長等に報告・相談することとします。相談があった際には組織的に対応し、注意・警告をさせていただきます。また、当該運送の引受け又は継続の拒絶などを行いお客様への対応を中止することがあるほか、必要に応じて警察や弁護士、その他公的機関と連携しながら対処します。

5. お願い

協会所属事業者等は、全てのお客様に安全・安心な運送を提供できるよう、取り組んでまいります。

法令順守のもと、カスタマーハラスメントへの取り組みを推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

公 示

九運公第1号

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和7年度第1回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲
九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者
（バス事業において地域公共交通会議に基づくバス事業のみを行う事業及びタクシー事業において1人1車制個人タクシー事業は除く。）
2. 表彰規程第4条第1項及び第2項の表彰

(1) 表彰基準

【一般表彰】

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

(注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令 第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

【特別表彰】

特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期 間
7両以下	5年
8両 ～ 10両	4年
11両 ～ 20両	3年
21両 ～ 40両	2年
41両 ～ 80両	1年6月
81両以上	1年

(注) 7両以下に1人1車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

(2) 表彰時期

一般表彰：令和7年8月に予定

(注) 一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

特別表彰：令和7年10月に予定

(3) 表彰手続き

① (1)の基準に適合後、(3)②の期間内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）」を添えて所轄運輸支局長に2部提出する。

② 自動車無事故報告書等の提出期限

一般表彰：表彰所定期間達成日が令和6年12月1日から令和7年5月31日までの場合、令和7年4月1日から令和7年5月31日の間に提出

特別表彰：表彰所定期間達成日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの場合、令和7年6月1日から令和7年7月31日まで

3. 問合せ等

表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合わせ下さい。

令和7年4月1日

九州運輸局長 原田 修吾



6月1日から職場における熱中症対策が強化されます

職場での熱中症による死者数は令和4年、5年と30人を超えており、職場における熱中症対策強化が急務となっていました。

今般、厚生労働省では労働安全衛生規則を一部改正し、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することを可能となるよう、事業者に対し「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が義務付けられます。【4月15日公布、6月1日施行】

(参考) STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）（厚生労働省）

・<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

(参考) パンフレット「職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます）」（厚生労働省） pdf

・<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476824.pdf>

(参考) リーフレット「職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます）」（厚生労働省） pdf

・<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476825.pdf>

(参考) 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド（厚生労働省）

・https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

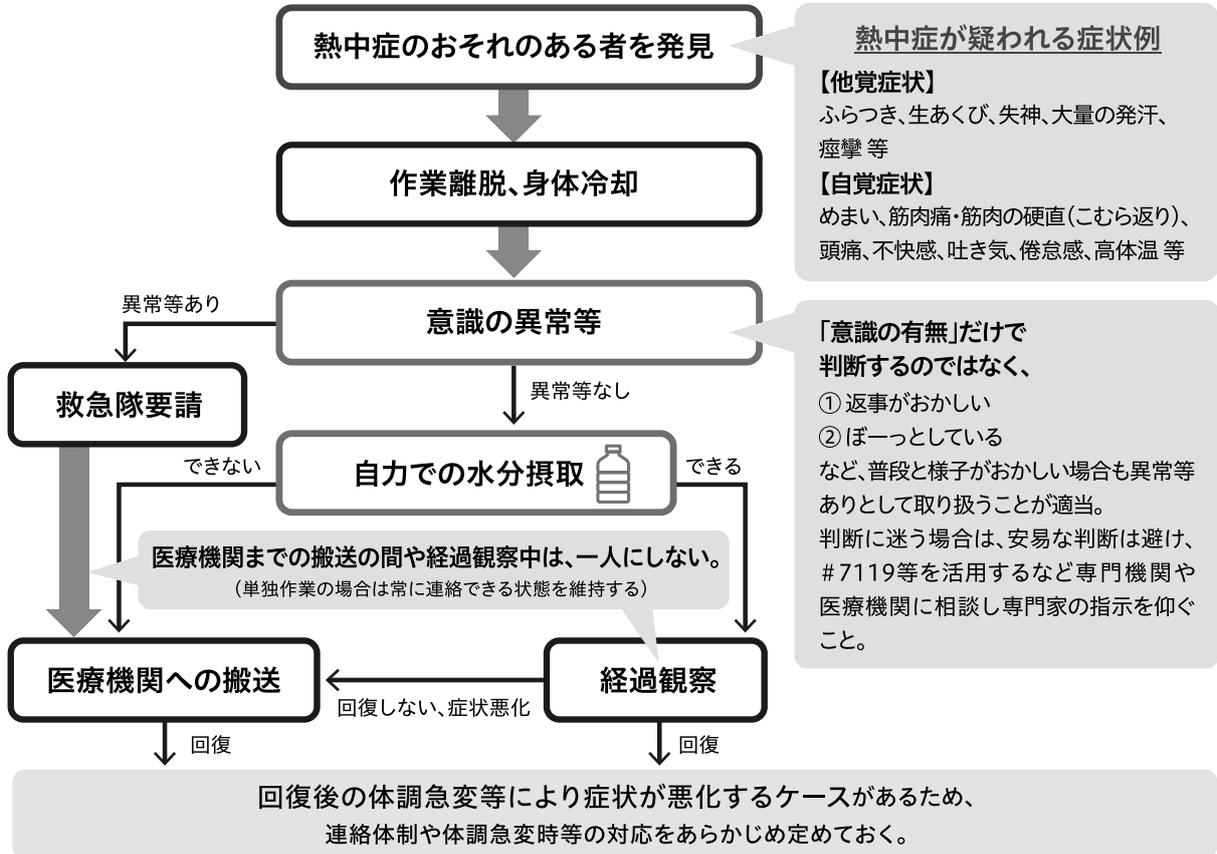
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



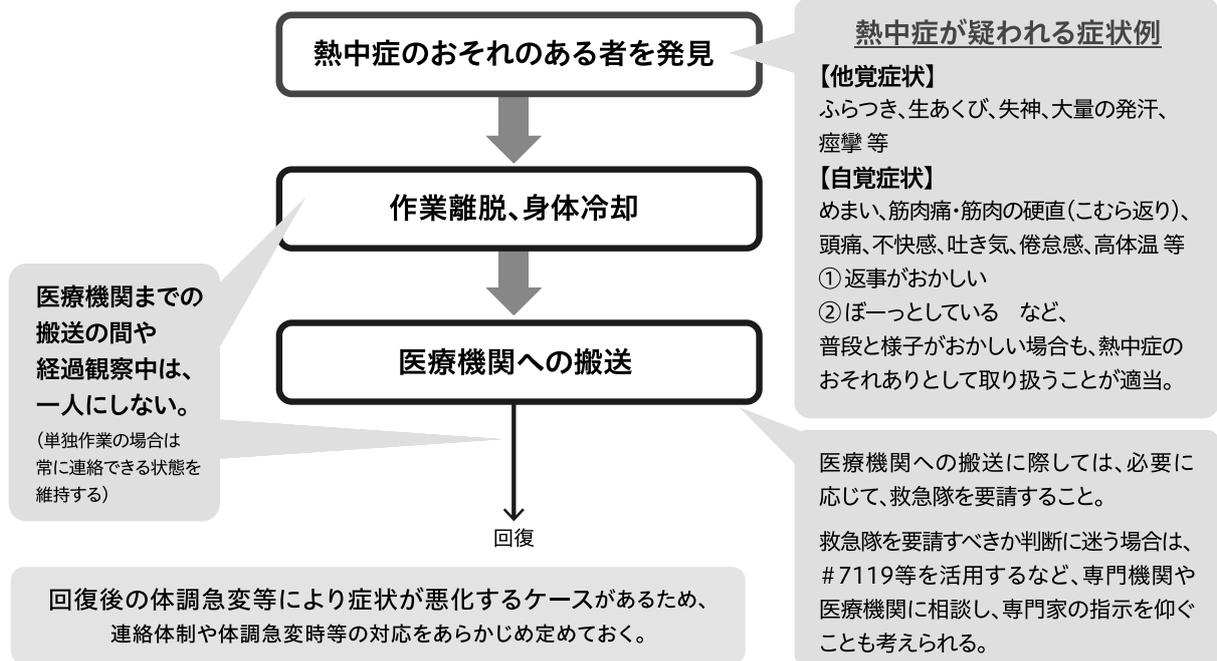
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



大分産業機械技能教習所だより

試験種別		受講資格	講習内容		講習料		講習実施月日	
区別	種類		日数	時間	受講料	テキスト代	6月	7月
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科(学科・実技)	5日	25H	108,900	4,565	23日～27日	
		実技のみ	4日	9H	99,300		23日～26日	
整地・運搬等	登録大分4-07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者(3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	2日～3日 30日～7/1日	22日～23日
		建設機械施行管理技士1級(トラクター系又はショベル系以外)又は2級第4種から第6種合格者	2日	10H	47,300	1,430		
		車両系(解体)技能講習所持者	2日	6H	45,500	1,430		
		全科(学科・実技)	6日	38H	95,500	1,430	4日～6日と 9日～11日と 17日～20日と 23日～24日	2日～4日と 7日～9日 10日～11日と 14日～17日 24日～25日と 28日～31日
解体用	登録大分4-02	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	21,000	1,793	2日	3日 22日
		建設機械施行管理技士1級(ショベル系)又は2級第2種合格者	1日	3H	18,800	1,793		
不整地運搬車	登録大分4-04	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793		31日～8/1日
高所作業車	登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	41,200	2,134	9日～10日 25日～26日	1日～2日 14日～15日 28日～29日
		普通運転免許所持者	3日	14H	42,400	2,134	9日～11日 25日～27日	1日～3日 14日～16日 28日～30日
		普通運転免許なし	3日	17H	52,100	2,134		
小型移動式クレーン	登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,375	12日～13日と 16日	7日～9日 28日～29日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,375	18日～20日 30日～7/2日	
玉掛	登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	21,300	1,705	4日～6日 11日～13日 18日～20日 25日～27日	2日～4日 9日～11日 15日～17日 23日～25日 30日～8/1日
		免除なし	3日	19H	25,300	1,705		
フォークリフト	登録大分4-05	フォークリフト特別教育(3ヶ月)大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	18,200	1,650	2日と6日 30日と7/4日	
		大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	33,000	1,650	1班 2日～5日 9日～12日 17日～20日 24日～27日 30日～7/3日	7日～10日 14日～17日
		普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650	土日 21日～22日と 28日～29日	
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5ト未満)	2日	13H	12,100	1,705	9日～10日 23日～24日 30日～7/1日	7日～8日 28日～29日	
	小型車両系(機体質量3ト未満)	2日	13H	13,400	1,375	16日～17日		
	ローラー(制限なし)	2日	10H	13,400	1,551			
	フォークリフト(最大荷重1ト未満)	2日	12H	13,400	1,650	13日と16日	31日～8/1日	
	テーブルゲートリフター	1日	6H	11,200	957	18日	7日	
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	13,400	1,650	2日～3日 16日～17日 23日～24日	8日～9日 22日～23日 31日～8/1日		
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,540	12日	14日		

陸災防だより

令和7年度 講習案内

当支部では、20年以上もの間、価格の維持に努めてまいりましたが、昨今の物価高騰により、誠に遺憾ながら受講料を見直すこととなりました。つきましては、以下のとおり、受講料を改定させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

※各々定員になり次第締め切ります

◎交通労働災害防止担当管理者 (定員20名)

5月15日(木)

◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)

5月26日(月)・27日(火)

大分労働局長登録・登録番号第48-5号

8月21日(木)・22日(金)

10月7日(火)・8日(水)

1月26日(月)・27日(火)

◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)

6月27日(金)

◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)

9月5日(金)

◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名)

5月24日(土)

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	11,000円	無料
積卸し作業指揮者		8,800円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	6,600円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担をお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

【問い合わせ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

(支部長 石樽 誠二)

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	本籍地	都 道 府 県
現住所	〒 [][][] [][][][]		TEL・携帯	- -
			FAX	- -
			アドレス	@
勤務 先	所在地	〒 [][][] [][][][]	TEL	- -
			FAX	- -
			アドレス	@
フリガナ 名称		※ 事業主 証明	昭和・平成・令和 年 月から 昭和・平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)	

下欄に、講習の一部免除を証明する資格証明書等を添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	技能講習修了証(写)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>ここに 「運転免許証の写し」 を貼って下さい。</p> </div>	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 /	受講料	テキスト代	合計	円

令和7年度 第1回 運行管理者試験のご案内

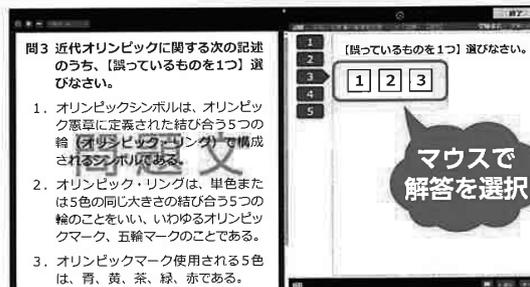
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択	
検索条件 試験日 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 予約可能期間: 2025/03/05 ~ 2025/04/27 国選択 Japan 地域選択 会場名	【検索結果】 試験日 2025/04/22 <input type="checkbox"/> 空席あり <input type="checkbox"/> 若干の空席あり <input type="checkbox"/> 選択不可 <input type="checkbox"/> 非開催 ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。 ○ JPM3 / 御茶ノ水ソラシティC 9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30 ○ JPM4 / 御茶ノ水ソラシティD 9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和7年6月9日(月)～令和7年7月9日(水)

試験期間

令和7年8月2日(土)～8月31日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。

(試験結果は9月17日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請：860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料：140円 (税込)

受験資格

実務経験者

・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和7年7月23日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP 01 受験の申請

申請情報入力

試験センター

受験申込受付

受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
 - 申請情報の入力
 - 受験資格情報の入力
 - *実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
 - *基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。
 - 本人確認書類・顔写真のアップロード
- 申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。
- *申請の受付期限までに STEP1 の手続きを完了してください。

STEP 02 書類の審査

審査中

審査完了

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。審査は1週間～10日ほど時間がかかります。

- *基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和7年7月23日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。

STEP 03 書類審査完了のご案内

次に試験会場と日時の予約へ

試験センター

提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

***審査完了後は、所定の期日までに会場・日時の予約が必要です。**

CBT 試験専用サイト

STEP 04 CBT試験専用サイトへアクセス

CBT試験専用サイトの会場予約画面

CBT

「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内のマイページにアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。

STEP 05 試験会場と日時の選択・お支払

会場・日時の予約

CBT

希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

- *支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和7年8月1日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。
- *支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和7年8月1日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。

STEP 06 申請手続完了

受験確認書メール

CBT

入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

- *受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。

試験当日

STEP 07 試験当日

試験当日

受験確認書メールに記載された試験日の受付締切時間までに、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験が可能です。試験会場、試験日時、受付締切時間、注意事項等についてご確認ください。)

- *試験当日、受付締切時間に遅れたり、顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。
- *試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

CBT試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400

(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。

*オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

運行管理者試験対策研修会の開催について

この度、令和7年第1回運行管理者試験の受験を予定されている方を対象とした研修会を下記のとおり開催いたします。

研修受講を希望される方は、研修受講申込書(コピーで可)を協会事務局宛ご返送ください。
(FAX 097-552-1591)

また、会場の都合で、定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承願います。

記

1. 日 時 令和7年7月5日(土) 9時00分～16時00分予定
2. 場 所 大分県トラック会館 5階 大会議室
大分市向原西1-1-27 TEL 097-558-6311
3. 受講料 無 料 使用するテキストは各自で購入して下さい。
※研修会で使用するテキストは、事前に下記の所で購入して下さい。
(テキスト代 2,640円) 当日販売は行いません。
※テキストは協会でも販売しております。数に限りがありますので、早めに購入して下さい。
4. 定 員 70名
5. 申込期限 令和7年6月20日(金)
6. 持 参 品 テキスト (輸送文研社「令和7年8月受験対応版」)
筆記具
7. テキストの注文方法 輸送文研社 (yuso-bunken.co.jp)
アクセスの上、書籍案内の「貨物編過去の問題の解説と実践模擬問題」をクリックし注文フォーマットから購入して下さい。

令和7年度第1回運行管理者試験
運行管理者試験対策研修会 申込書

会社名	
連絡先	

受講者氏名	テキスト
	() 購入済み () 購入予定 (予定日 月 日)
	() 購入済み () 購入予定 (予定日 月 日)

※テキストの購入方法が分からない場合は、トラック協会にお問合せ下さい。(TEL 097-558-6311)

締切 6月20日(金)

送付先 (公社)大分県トラック協会 097-552-1591

第57回 全国トラックドライバー・コンテスト

全日本トラック協会では、10月25日・26日に茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センター安全運転中央研修所にて「第57回全国トラックドライバー・コンテスト」を実施します。学科競技(法規・構造機能・運転常識)は10月25日、実科競技(運転技能・点検)は10月25日～26日に行い、また27日には東京都港区の第一ホテル東京で表彰式を開催します。

○競技部門

4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、女性部門の4部門により実施。

○表彰

内閣総理大臣賞、警察庁長官賞、国土交通大臣賞、全日本トラック協会会長賞など

○競技内容と配点

- (1) 学科競技 (配点400点)
 法規(道路交通法)、構造機能(車両)、運転常識(プロドライバーとしての一般的認識事項等)
- (2) 実科競技 (配点600点)
 共通項目「運転操作及び法規履行、コース走行、運転態度、エコドライブ」
 1日目:共通項目+課題走行(隘路、スラローム(前進))+日常点検
 2日目:共通項目+課題走行(スラローム(後退)、S字後退、車庫入れ)
 ※競技内容は、前回同様の内容により実施する。

燃 料 情 報

令和7年3月末現在で調査した県内の軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	160.0	114.1	136.7
ローリー平均	132.3	120.4	124.5
カード平均	149.8	125.2	131.8

2. 購入メーカー

	件数	割合
E N E O S	9	33.3
出 光	3	11.1
昭 和 シ ェ ル	1	3.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	25.9
そ の 他	7	25.9
合 計	27	100.0

区分	月	24年	5	6	7	8	9	10	11	12	25年	1	2	3
		4												
スタンド平均	大分	130.2	130.2	129.4	127.9	128.5	129.3	129.9	130.1	130.2	135.0	135.4	136.7	
	全国	125.5	125.8	125.7	124.7	124.1	124.4	126.0	125.4	127.3	130.2	131.8	132.7	
ローリー平均	大分	116.6	115.9	117.1	115.2	114.9	114.5	114.7	115.0	115.9	120.1	121.9	124.5	
	全国	115.8	115.5	116.1	115.3	113.4	114.2	114.9	114.7	118.3	120.6	121.4	123.7	
カード平均	大分	124.9	121.4	122.3	125.4	123.4	124.5	123.7	119.6	123.5	129.2	131.5	131.8	
	全国	125.3	124.3	125.7	125.2	123.2	124.4	125.6	124.6	126.6	130.1	131.2	133.3	

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)
 注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和7年3月)

令和7年4月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和7年3月

単純計算表

地区:九州(沖縄除)

給油別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
価格	134.96	124.51	135.17

令和7年3月

元売別集計表

地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	135.02	124.00	135.51
出光昭和シェル	140.27	124.89	133.57
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	130.50	122.66	141.45
その他	129.05	125.38	135.22

令和7年3月

購入量別集計表

地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	135.38	124.34	136.83
30～50キロリットル未満		125.35	126.00
50～100キロリットル未満	123.50	124.41	123.70
100キロリットル以上	138.00	124.09	124.82

令和7年3月

支払期限別集計表

地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	137.34	127.94	130.80
30～60日未満	133.17	124.27	135.76
60日以上	139.31	123.10	130.85

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和6年11月	125.65	115.56	127.89
令和6年12月	126.59	116.97	129.18
令和7年1月	131.94	121.18	132.32
令和7年2月	132.57	122.01	133.01
令和7年3月	134.96	124.51	135.17

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（5月16日～6月15日）

日	曜	行 事
16	金	令和7年度 通常総会（代議員総会）（県南支部）（10:00 野津中央公民館） （一社）大分県自動車整備振興会 合同理事会（13:30 大分県交通会館） 大分県トラック協会別杵支部総会（14:30 幸喜屋）
17	土	
18	日	
19	月	陸災防 正副支部長会（大分県トラック会館） 陸災防 理事会（大分県トラック会館）
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	各トラック協会海上コンテナ部会長合同会議（15:00 ザ・プリンスさくらタワー東京）
24	土	陸災防 テールゲートリフター特別教育（10:00 大分県トラック会館）
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	第13回税制委員会（13:30 全ト協ホール）
29	木	
30	金	
31	土	
6/1	日	
2	月	
3	火	令和7年度 大分県交通安全推進協議会委員会（13:30 県庁舎本館）
4	水	陸災防 第28回理事会（15:00 アジュール竹芝）
5	木	令和7年度 九州・沖縄ブロック適正化事業担当部課長会議（13:30 福岡県トラック総合会館） 全ト協 第210回理事会（14:40 第一ホテル東京）
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	大分県警察官友の会大分中央支部総会（17:00 ホテル日航大分オアシスタワー）
10	火	正副会長会（13:00 レンブラントホテル大分） 第1回 臨時理事会（14:00 レンブラントホテル大分） 第78回 定時総会（15:00 レンブラントホテル大分） 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部通常総会（16:20 レンブラントホテル大分）
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報(基本)	100枚	220	
2	運転日報(応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	点呼記録表(25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表(25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表(12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表(12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,595	
10	点検整備記録簿	1冊	396	
11	車両管理台帳	1冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1冊	990	
14	運行管理者届	1枚	77	
15	整備管理者届	1枚	77	
16	運行管理規程	1冊	264	
17	整備管理規程	1冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
22	運送約款(掲示用)	1枚	132	
23	運送約款(冊子)	1冊	198	
24	運行指示書(輸送文研社)	1冊	627	

ご住所(〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関	〒	所在地	TEL	FAX
北海道	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10 2F	011-551-1357	011-521-5810
札幌事務所	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10 3F	011-206-7900	011-520-6520
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地2-4	0166-73-7760	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県	030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県	984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-788-0223	022-237-5290
秋田県	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5041	018-863-7354
山形県	994-0075	天童市蔵増1465-16	023-616-6136	023-616-6138
福島県	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県	310-0913	水戸市見川町2440-1	029-303-7201	029-303-7202
栃木県	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県	379-2166	前橋市野中町322-1(群馬県交通運輸会館内)	027-212-8821	027-212-8009
埼玉県	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県	261-0002	千葉市美浜区新港212-10 (一社)千葉県トラック協会2F	043-302-1980	043-247-2691
東京都	160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県	222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5877	045-471-5536
山梨県	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県	920-0226	金沢市粟崎町4-84-10	076-239-2285	076-239-2287
福井県	918-8115	福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1920	054-283-1921
愛知県	467-8555	名古屋市瑞穂区新開町12-6	052-746-4865	052-746-4867
三重県	514-8515	津市栄町1-941	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府	536-0014	大阪市城東区鳴野西2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県	791-1114	松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501
高知県	781-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県	890-0033	鹿児島市西別府町2941-19	099-821-5858	099-821-5859
沖縄県	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591



積込先、配送先で 困りごとなど、ありませんか？

長時間の荷待ち



契約にない附帯業務



運賃・料金の不当な据置き



過積載運送の指示・容認



異常気象時の運送依頼



無理な運送依頼



これらは全て、**違反原因行為**となっています！
当てはまるものはありますか？

荷主との間に困り事があったら、我々**Gメン調査員**に情報を！

トラックドライバーを守るために、物流業界の未来のために。



公益社団法人
全日本トラック協会



国土交通省